

第 18 号議案

東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

東大和市立学童保育所条例（平成１０年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「、位置及び基準定員」を「及び位置」に、「とする」を「とし、基準定員は、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１９号）に基づき、規則で定める」に改め、同条第２項を削る。

第５条第２項第１号中「伝染性又は悪性の疾病を有する」を「感染症にかかっている」に改め、同項第２号中「障害」の次に「、疾病等」を加え、同項第３号を削り、同項第４号中「前３号」を「前２号」に改め、同号を同項第３号とする。

第１０条第１項第３号中「を超えない範囲内」を「未満」に改める。

第１１条第１項第４号中「を超えて」を「以上」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

名称	位置
東大和市立学童保育所第一クラブ	東大和市奈良橋４丁目６００番地
東大和市立学童保育所第二クラブ	東大和市南街５丁目３２番地
東大和市立学童保育所第三クラブ	東大和市清原２丁目１番地
東大和市立学童保育所第四クラブ	東大和市狭山５丁目１０５４番地の１
東大和市立学童保育所第五クラブ	東大和市向原３丁目１０番地
東大和市立学童保育所第六クラブ	東大和市清原２丁目１番地
東大和市立学童保育所第七クラブ	東大和市芋窪５丁目１１８３番地の１
東大和市立学童保育所第八クラブ	東大和市立野３丁目１２４６番地の１
東大和市立学童保育所第九クラブ	東大和市蔵敷２丁目５４６番地
東大和市立学童保育所第十クラブ	東大和市上北台２丁目８６５番地の９
東大和市立学童保育所桜が丘クラブ	東大和市桜が丘２丁目２２２番地の１１

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。